

平成22年9月定例会

議案説明資料 予算に関する説明書

生活環境部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

平成22年9月定例会議案説明資料目次

【予算関係】
(一般会計)

生活環境部

議案番号	件名	課名等	頁
議案第 1号	平成22年度鳥取県一般会計補正予算		
	1 補正予算説明資料	(総括表)	1
		環境立県推進課	2
		循環型社会推進課	3
		公園自然課	4
		砂丘事務所	8
	2 歳入歳出事項別明細書		9
	3 節の明細		16
	4 債務負担行為に関する調書		17

(特別会計)

議案番号	件名	課名等	頁
議案第 5号	平成22年度鳥取県天神川流域下水道事業特別会計補正予算		
	1 補正予算説明資料	水・大気環境課	18
	2 債務負担行為に関する調書		19

【予算関係以外】

議案番号	件名	課名等	頁
議案第10号	鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正について	水・大気環境課	20
議案第11号	鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について	住宅政策課	24
議案第12号	鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について	住宅政策課	26
議案第15号	鳥取県手数料徴収条例等の一部改正について	くらしの安心推進課	28
議案第19号	財産を無償で譲渡すること（県営住宅浜の上第2団地）について	住宅政策課	31

報告番号	件名	課名等	頁
報告第1号	議会の委任による専決処分の報告について （7）鳥取県大規模集客施設立地誘導条例及び鳥取県市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例の一部改正について （平成22年7月12日専決）	景観まちづくり課	32
	（15）鳥取県営住宅の明渡し等の請求に係る訴えの提起について （平成22年8月24日専決）	住宅政策課	35
	（17）損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について （平成22年8月25日専決）	環境立県推進課	36
報告第7号	長期継続契約の締結状況について	公園自然課 消費生活センター	37

議案説明資料総括表

生活環境部(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
環境立県推進課	2,533,125	29,971	2,563,096			30,472	△ 501	
循環型社会推進課	116,910	△ 2,471	114,439				△ 2,471	
公園自然課	721,805	△ 74,120	647,685				△ 74,120	
合計	7,398,342	△ 46,620	7,351,722	0	0	30,472	△ 77,092	
(一般会計)								
環境立県推進課	EVタウン推進事業に係る補正 職員人件費に係る補正							
循環型社会推進課	環境管理事業センター支援事業に係る補正							
公園自然課	氷ノ山自然探勝路シカ食害防止対策事業に係る補正 特定鳥獣保護管理事業(ツキノワグマ被害緊急対策事業)に係る補正 全国都市緑化とっとりフェア準備事業に係る補正 都市公園維持費に係る補正							
砂丘事務所	[債務負担行為]鳥取砂丘新発見伝事業に係る補正							
(天神川流域下水道事業特別会計)								
水・大気環境課	[債務負担行為]汚泥焼却灰処分委託費に係る補正							

平成22年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

環境立県推進課 (内線: 7879)

2目 環境保全費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 <繰入金>	一般財源	
EVタウン推進事業	17,706	27,500	45,206			30,472	△2,972	
トータルコスト	18,513	28,307	46,820	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.1人	0.1人	0.2人	市町村に対する補助金限度額の引上げ				
工程表の政策目標(指標)	一人ひとりの行動が地球環境に負荷を与えていることを理解し、地球温暖化の防止に取り組む。(二酸化炭素等温室効果ガスの削減: (H2)3,974千トンCO2 (H21)3,750千トンCO2 ⇒ (H22)3,667千トンCO2)							

説明

1 事業の目的・概要

電気自動車(以下「EV」)の普及を推進するため、EVの充電設備を整備する事業者に対して助成を行い、インフラ整備を進めているところであるが、設置者の負担を軽減し急速充電器の設置を促進するために市町村に対する県補助金の上限額を引き上げるとともに、県内をEVで安心して走行できるようにするため、急速充電器の設置箇所数も増やす。

【現状及び補助金上限額引き上げの必要性】

- (1) 現時点で設置が決まっているのは岩美町役場駐車場と三朝温泉(プランナール三朝)の2箇所。
(岩美町役場には7月30日設置済)
- (2) 設置が進まない背景には、例えば観光地の駐車場など周辺に十分な電気のインフラが整備されていない場所に急速充電器を設置する場合、新たに受電設備を設ける必要があるなど、公共施設への設置に比べ設置工事費が増嵩することから、その負担軽減を図る必要がある。

2 事業内容

<県補助制度の内容>

設置主体	補助対象経費	補助率	補助上限額	予定箇所数
市町村	・急速充電器本体 (国庫補助金等の収入額を除く) ・設置工事費等	県 1/2	1,500千円 ↓(今回引上げ) 3,000千円 (うち機器本体の上限額は500千円)	10箇所 ↓ 13箇所 (うち1箇所は県補助以外の財源を活用)
民間事業者	同上	県 1/2	1,500千円	2箇所

3 これまでの取組状況、改善点

- (1) 4月末に緊急プロジェクト「緑の分権改革PT(EVタウンPG)」を結成し、県内の全市町村、民間事業者を訪問し協力を要請。
- (2) 設置に前向きながら、コスト削減の努力を図ってもなお負担が過大であり、県の補助制度を拡充してほしいとの市町村からの要望を踏まえ、補助上限額を1,000千円から1,500千円に上げるとともに補助対象を充電器本体のみから設置工事費及び設置年度に限った電気料金(基本料金)の増額部分まで拡大(ただし補助率を2/3から1/2に見直し)。

平成22年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

環境立県推進課 (内線: 7439)

1目 環境衛生総務費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
職員人件費	549,085	2,471	551,556				2,471	
<p>説明</p> <p>財団法人鳥取県環境管理事業センター派遣職員(1名)の人件費の直接支給に伴う増額補正</p>								

4款 衛生費

2項 環境衛生費

循環型社会推進課 (内線: 7562)

4目 環境保全費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
環境管理事業センター支援事業	20,340	△2,471	17,869				△2,471	
トータルコスト	22,760	△2,471	20,289	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.3人	0.0人	0.3人	補助金業務、連絡調整				
工程表の政策目標(指標)	-							
<p>説明</p> <p>財団法人鳥取県環境管理事業センターへ派遣している職員(1名)の給与について、平成22年度11月以降、県から直接支給することとなったことに伴い、当センターへの補助金を減額する。</p>								

平成22年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

公園自然課 (内線: 7200)

4目 環境保全費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 氷ノ山自然探勝路シカ食害防止対策事業	0	債務負担行為 1,555 1,206	債務負担行為 1,555 1,206				債務負担行為 1,555 1,206	
トータルコスト	0	2,013	2,013	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	契約事務、地元猟友会との調整等				
工程表の政策目標(指標)	-							

説明

1 事業の目的・概要

近年、県東部地域でシカの生息数が急増し、国定公園氷ノ山においてサンカヨウその他の植物がシカの食害被害に遭うなど、生物多様性の観点からも問題となっている。これを放置すれば被害は加速度的に拡大し、氷ノ山の植生が一変する恐れもあるため、早急にシカの個体数調整を行い、食害被害を軽減し、生物多様性保全を図る。本事業では、サンカヨウ群落を保護する電気柵を設置するとともに、地域の植生を保全するため、くくりワナを設置しシカの捕獲を実施する。

2 主な事業内容

(1) 当面の対策

ア 電気柵設置

自然探勝路周辺の植生を代表するサンカヨウ群落をシカ食害から守るため、電気柵を設置する。

イ くくりワナ設置

自然探勝路周辺に集中してワナを仕掛け、シカの個体数を減少させることで、サンカヨウ・ギンバイソウ群落等の植生を守る。

(2) 事業期間 平成22年度～平成23年度 (H23年度事業費 1,555千円(債務負担行為))

(3) 今後の事業展開(予定)

平成22年度 探勝路付近のシカ対策に着手(くくりワナ等)

平成23年度 氷ノ山後山那岐山国定公園内の植生被害状況調査

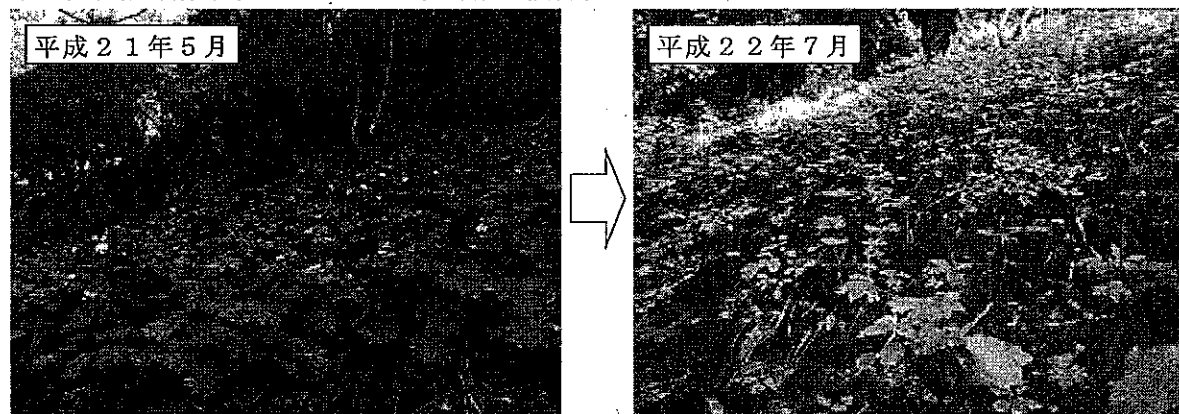
平成24年度～25年度 国定公園計画変更、生態系維持回復事業計画を策定

平成26年度 生態系維持回復事業の実施

3 これまでの取組状況、改善点

県が設置している自然保護監視員が、国定公園内の巡視を行っていた際にシカの食害による植生の異変を確認したことから、氷ノ山の貴重な植物や植生を保全するため対策に着手するもの。

氷ノ山自然探勝路沿いのサンカヨウ群落の被害状況



平成22年度一般会計補正予算説明資料

6款 農林水産業費

4項 林業費

公園自然課 (内線: 7872)

9目 狩猟費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
特定鳥獣保護管理事業 (ツキノワグマ被害緊急対策事業)	16,057	7,485	23,542				7,485	
トータルコスト	35,420	9,099	44,519	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	2.4人	0.2人	2.6人	契約事務、委託業者との連絡・調整				
工程表の政策目標 (指標)	—							

説明

1 事業の目的・概要

本年はクマの目撃情報が近年になく多く、重大な人身被害も発生していることから、より一層被害防止の徹底を図るとともに、個体数管理をよりの確に行うために保護管理計画の見直しを検討する。また、今後も捕獲数が増加することをみこして、学習放獣に係る経費を大幅に増額する。

2 主な事業内容

捕獲されたツキノワグマに、人里への接近を避けるよう人に対する嫌悪感を与える学習をさせて、発信器を装着して奥山に放獣する。

生息実態を正確に把握するため、生息状況調査の項目等を拡充して実施し、出没傾向をより詳細に分析するとともに、状況が類似している平成16年度出没箇所の市町村等を対象とした学習会の実施など支援を強化する。

- 放獣業務委託料 5,000千円 増額 (放獣25頭分)
- 発信器購入 510千円 (発信器10個)
- 生息状況調査委託料 1,975千円 (拡充調査委託料)

3 これまでの取組状況、改善点

- ①「鳥取県ツキノワグマ保護管理計画」に基づき、希少野生動物であるツキノワグマの捕獲された個体に、麻酔処置して発信器を装着し、人への忌避対策を行い奥山に放獣している。
- ②この業務は専門性が非常に高く、専門業者への業務委託により作業を実施している。
- ③しかしながら、今年度は開始以来初めて4月期の学習放獣を行うなど、8月末時点で例年の2倍の実施件数で推移しており、過去の目撃件数などの傾向から推測すると今年度は大量出没年に該当すると考えられる。

平成22年度一般会計補正予算説明資料

8款 土木費

5項 都市計画費

3目 公園費

公園自然課 (内線: 7369)

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 全国都市緑化とっとりフェア準備事業	0	4,750	4,750				4,750	
トータルコスト	0	5,557	5,557	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	契約事務、委託業者との連絡・調整				
工程表の政策目標(指標)	—							

説明

1 事業の目的・概要

平成25年度に鳥取市で開催予定の「第30回全国都市緑化とっとりフェア」に向けて、事業内容や全体事業費などフェア実施の基本計画の策定を、鳥取市と共同して実施する。

2 主な事業内容

基本計画を策定するための委託事業費の1/2に相当する額を負担する。

基本計画の策定

○基本計画の内容

- ・開催概要(開催フレーム、事業構成等)
- ・開催詳細の設定(開催理念、目標、開催方針等)
- ・会場構成、会場計画等の基本構造の設定
- ・会場基本計画、出展展示基本計画
- ・行催事、市民参加基本計画
- ・会場運営、植物管理、広報宣伝、交通輸送等基本計画
- ・事業基本計画(推進組織体制、スケジュール、事業費等)

○策定経費

9,500千円 (県負担4,750千円)

3 これまでの取組状況、改善点

鳥取市からの都市緑化フェアの共催依頼に対して、県として賛意を表明。

鳥取市が主体的に、平成25年度の都市緑化フェア開催に向けて、市と県で共同で準備業務に着手する。

【参考】今後のスケジュール

H22.10	開催協議(国土交通大臣:本省)
H22.12	基本構想了承(開催決定)
H22.11~23.3	基本計画策定
H23.4	実行委員会設立
H23年度	実施計画策定、実施準備
H24年度	会場整備、広報宣伝、出展奨励・調整、プレイベント開催
H25年度	第30回全国都市緑化とっとりフェア開催

平成22年度一般会計補正予算説明資料

8款 土木費

5項 都市計画費

公園自然課 (内線: 7369)

3目 公園費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
都市公園維持費	102,782	△87,561	15,221				△87,561	
トータルコスト	121,338	△95,629	25,709	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	2.3人	△1.0人	1.3人	-				
工程表の政策目標(指標)	-							

説明

- 1 事業の目的・概要
 国の事業認証を受けられなかったことに伴う事業費の減

2 主な事業内容

(単位: 千円)

区分	金額	内容
布勢総合運動公園	△ 30,079	野球場クッションフェンス改修工事
燕趙園	△ 57,482	園外トイレ黒瓦葺き替え工事
計	△ 87,561	

平成22年度一般会計補正予算説明資料

7款 商工費

3項 観光費

砂丘事務所 (0857-22-0583)

1目 観光費

(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取砂丘新発見伝事業	0	債務負担行為 15,000 0	債務負担行為 15,000 0				債務負担行為 15,000	
トータルコスト	0	0	0	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	-				
工程表の政策目標(指標)	砂丘の多角的な魅力の発掘・情報発信を行う。 新発見伝事業による年間を通じたイベントの実施：10事業(平成22年度)							
<p>説明</p> <p>1 事業の目的・概要</p> <p>鳥取砂丘の新しい魅力を創造・発見し、県内外に情報発信するため、「鳥取砂丘再生会議利活用部会」が民間からイベントを公募・実施する「鳥取砂丘新発見伝イベント」に対して助成し、地域の活性化に寄与することを目的とする。</p> <p>この事業を年度当初から計画的かつ効率的に実施するため、債務負担行為を設定するものである。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 鳥取砂丘新発見伝イベントについて</p> <p>平成23年度分は、平成22年11月から公募を行い、平成23年2月までに実施イベントを決定する予定。</p> <p>(2) 平成23年度事業費 30,000千円</p> <p>(内訳)</p> <p>鳥取県 15,000千円</p> <p>鳥取市 15,000千円</p> <p>(3) スケジュール</p> <p>平成22年11月～12月 イベント企画・実施主体の公募</p> <p>平成23年 1月～ 2月 実施イベント、実施団体の決定</p> <p>平成23年 2月～ 4月 各イベントの準備、広報開始</p> <p>平成23年 4月以降 各イベントの実施</p>								

平成22年度 9月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

款項目 節	4款 衛生費								
				うち生活環境部			2項 環境衛生費		
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報酬	123,846		123,846	59,618		59,618	43,709		43,709
2 給料	1,408,108	1,922	1,410,030	708,190	1,922	710,112	290,497	1,922	292,419
3 職員手当等	755,098	549	755,647	354,084	549	354,633	149,015	549	149,564
4 共済費	536,647		536,647	271,511		271,511	115,387		115,387
5 災害補償費									
6 恩給及び退職年金									
7 賃金	7,566		7,566						
8 報償費	63,231	460	63,691	10,109		10,109	9,586		9,586
9 旅費	82,322	302	82,624	27,224		27,224	18,998		18,998
費用弁償	5,048		5,048	1,027		1,027	744		744
普通旅費	53,861		53,861	21,864		21,864	14,302		14,302
特別旅費	23,413	302	23,715	4,333		4,333	3,952		3,952
10 交際費									
11 需用費	232,315	513	232,828	143,062		143,062	97,765		97,765
12 役務費	66,204		66,204	30,450		30,450	26,252		26,252
13 委託料	717,986	10,173	728,159	353,754	1,163	354,917	300,996	1,163	302,159
14 使用料及び賃借料	76,444	20	76,464	40,640		40,640	34,855		34,855
15 工事請負費	214,368		214,368	18,726		18,726	18,726		18,726
16 原材料費									
17 公有財産購入費									
18 備品購入費	30,386	43	30,429	17,367	43	17,410	14,507	43	14,550
19 負担金、補助及び交付金	4,977,898	231,715	5,209,613	730,902	25,029	755,931	730,475	25,029	755,504
20 扶助費	1,194,395		1,194,395						
21 貸付金	1,148,910		1,148,910						
22 補助、補填及び賠償金									
23 預金、利息及び割引料									
24 投資及び出資金									
25 積立金	37,676		37,676	10,817		10,817	10,817		10,817
26 寄附金	21,650		21,650						
27 公課費	38		38						
28 繰出金									
予備費									
計	11,695,088	245,697	11,940,785	2,776,454	28,706	2,805,160	1,861,585	28,706	1,890,291
財源									
国庫支出金	1,153,899	142,559	1,296,458	137,510		137,510	137,510		137,510
地方債	12,000		12,000						
その他	2,876,821	30,472	2,907,293	608,601	30,472	639,073	603,444	30,472	633,916
一般財源	7,652,368	72,666	7,725,034	2,030,343	△1,766	2,028,577	1,120,631	△1,766	1,118,865

平成22年度 9月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	款項目						
		2項 環境衛生費					
		1目 環境衛生総務費			4目 環境保全費		
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	
1	報酬				41,148		41,148
2	給料	290,497	1,922	292,419			
3	職員手当等	149,015	549	149,564			
4	共済費	109,573		109,573	5,507		5,507
5	災害補償費						
6	恩給及び退職年金						
7	賃金						
8	報償費				8,035		8,035
9	旅費				14,691		14,691
	費用弁償				655		655
	普通旅費				10,797		10,797
	特別旅費				3,239		3,239
10	交際費						
11	需用費				70,430		70,430
12	役務費				22,395		22,395
13	委託料				290,102	1,163	291,265
14	使用料及び賃借料				31,331		31,331
15	工事請負費				18,726		18,726
16	原材料費						
17	公有財産購入費						
18	備品購入費				14,507	43	14,550
19	負担金、補助及び交付金				708,631	25,029	733,660
20	扶助費						
21	貸付金						
22	補償、補填及び賠償金						
23	償還金、利子及び割引料						
24	投資及び出資金						
25	積立金				10,817		10,817
26	寄附金						
27	公課費						
28	繰出金						
	予備費						
	計	549,085	2,471	551,556	1,236,320	26,235	1,262,555
財	国庫支出金				124,254		124,254
源	地方債						
内	その他	65,846		65,846	501,280	30,472	531,752
訳	一般財源	483,239	2,471	485,710	610,786	△4,237	606,549

平成22年度 9月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	款項目	6款 農林水産業費			うち生活環境部					
		補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	4項 林業費		
								補正前	補正額	補正後
1	報酬	282,316	230	282,546	3,781		3,781	3,781		3,781
2	給料	2,675,493	5,522	2,681,015	7,526		7,526			
3	職員手当等	1,308,686	1,745	1,310,431	3,662		3,662			
4	共済費	1,015,149		1,015,149	3,310		3,310	536		536
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	貸金	3,357		3,357						
8	報償費	38,389		38,389	731		731	731		731
9	旅費	115,946		115,946	656		656	275		275
	費用弁償	3,411		3,411						
	普通旅費	102,844		102,844	580		580	199		199
	特別旅費	9,691		9,691	76		76	76		76
10	交際費									
11	需用費	574,430	1,816	576,246	4,717	510	5,227	3,808	510	4,318
12	役務費	138,241		138,241	1,060		1,060	523		523
13	委託料	1,374,858	19,234	1,394,092	22,598	6,975	29,573	17,998	6,975	24,973
14	使用料及び賃借料	187,596		187,596	1,170		1,170	639		639
15	工事請負費	5,164,256		5,164,256						
16	原材料費	2,222		2,222						
17	公有財産購入費	18,660		18,660						
18	備品購入費	128,397	11,759	140,156						
19	負担金、補助及び交付金	12,140,951	32,618	12,173,569	440,137		440,137	1,000		1,000
20	扶助費									
21	貸付金	1,210,210		1,210,210						
22	補償、補填及び賠償金	73,943		73,943						
23	償還金、利子及び割引料	121,603		121,603						
24	投資及び出資金	10,000		10,000						
25	積立金	183,125		183,125						
26	寄附金									
27	公課費	429		429						
28	繰出金	273,507		273,507						
	予備費									
	計	27,041,764	72,924	27,114,688	489,348	7,485	496,833	29,291	7,485	36,776
財	国庫支出金	6,891,003	△57,046	6,833,957	361,414		361,414			
源	地方債	2,526,000	6,000	2,532,000						
内	その他	4,128,779	3,600	4,132,379	3,994		3,994	3,966		3,966
訳	一般財源	13,495,982	120,370	13,616,352	123,940	7,485	131,425	25,325	7,485	32,810

平成22年度 9月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	款項目			
		補正前	補正額	補正後
	4項 林業費			
	9目 狩猟費			
1	報酬	3,781		3,781
2	給料			
3	職員手当等			
4	共済費	536		536
5	災害補償費			
6	恩給及び退職年金			
7	賃金			
8	報償費	731		731
9	旅費	275		275
	費用弁償			
	普通旅費	199		199
	特別旅費	76		76
10	交際費			
11	需用費	3,808	510	4,318
12	役務費	523		523
13	委託料	17,998	6,975	24,973
14	使用料及び賃借料	639		639
15	工事請負費			
16	原材料費			
17	公有財産購入費			
18	備品購入費			
19	負担金、補助及び交付金	1,000		1,000
20	扶助費			
21	貸付金			
22	補償、補填及び賠償金			
23	償還金、利子及び割引料			
24	投資及び出資金			
25	積立金			
26	寄附金			
27	公課費			
28	繰出金			
	予備費			
	計	29,291	7,485	36,776
財源	国庫支出金			
	地方債			
	その他	3,966		3,966
	一般財源	25,325	7,485	32,810

平成22年度 9月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	8款 土木費								
	うち生活環境部						5項 都市計画費		
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報酬	225,346		225,346	37,430		37,430	1,867		1,867
2 給料	2,083,956		2,083,956	255,138		255,138	44,410		44,410
3 職員手当等	1,029,338		1,029,338	120,851		120,851	18,310		18,310
4 共済費	795,485		795,485	94,653		94,653	13,870		13,870
5 災害補償費									
6 恩給及び退職年金									
7 賃金	500		500						
8 報償費	10,013	276	10,289	1,030		1,030	193		193
9 旅費	53,130	37	53,167	8,689		8,689	2,724		2,724
費用弁償	3,060		3,060	1,317		1,317	478		478
普通旅費	48,952		48,952	7,100		7,100	2,174		2,174
特別旅費	1,118	37	1,155	272		272	72		72
10 交際費									
11 需用費	762,566		762,566	77,523		77,523	8,119		8,119
12 役務費	140,161		140,161	23,396		23,396	2,566		2,566
13 委託料	5,829,776	75,429	5,905,205	874,471	1,929	876,400	474,482	1,929	476,411
14 使用料及び賃借料	423,243		423,243	28,260		28,260	14,060		14,060
15 工事請負費	21,603,208	△35,353	21,567,855	1,414,418	△84,740	1,329,678	84,740	△84,740	
16 原材料費	3,330		3,330	1,000		1,000			
17 公有財産購入費	1,656,545	200	1,656,745						
18 備品購入費	132,774		132,774	132		132			
19 負担金、補助及び交付金	11,184,096	31,531	11,215,627	728,553		728,553	55,856		55,856
20 扶助費									
21 貸付金	48,213		48,213	37,217		37,217			
22 補償、補填及び賠償金	2,702,141	300	2,702,441	26,969		26,969			
23 罰金、利子及び割引料									
24 投資及び出資金									
25 積立金	127,022		127,022	127,022		127,022			
26 寄附金									
27 公課費	7,997		7,997						
28 繰出金	4,234		4,234	4,234		4,234	4,234		4,234
予備費									
計	48,823,074	72,420	48,895,494	3,860,986	△82,811	3,778,175	725,431	△82,811	642,620
財源									
国庫支出金	15,616,883		15,616,883	719,925		719,925	16,282		16,282
地方債	17,187,000	1,000	17,188,000	579,000		579,000			
その他	2,343,599	45,779	2,389,378	864,726		864,726	40,315		40,315
一般財源	13,675,592	25,641	13,701,233	1,697,335	△82,811	1,614,524	668,834	△82,811	586,023

平成22年度 9月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	款項目			
		5項 都市計画費		
		3目 公園費		
	補正前	補正額	補正後	
1	報酬			
2	給料	7,526		7,526
3	職員手当等	3,662		3,662
4	共済費	2,774		2,774
5	災害補償費			
6	恩給及び退職年金			
7	賃金			
8	報償費			
9	旅費	344		344
	費用弁償			
	普通旅費	344		344
	特別旅費			
10	交際費			
11	需用費	2,263		2,263
12	役務費	852		852
13	委託料	455,320	1,929	457,249
14	使用料及び賃借料	11,903		11,903
15	工事請負費	84,740	△84,740	
16	原材料費			
17	公有財産購入費			
18	備品購入費			
19	負担金、補助及び交付金	17,694		17,694
20	扶助費			
21	貸付金			
22	補償、補填及び賠償金			
23	償還金、利子及び割引料			
24	投資及び出資金			
25	積立金			
26	寄附金			
27	公課費			
28	繰出金			
	予備費			
	計	587,078	△82,811	504,267
財	国庫支出金			
源	地方債			
内	その他	39,659		39,659
訳	一般財源	547,419	△82,811	464,608

平成22年度 9月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

款項目		生活環境部 合計		
		補正前	補正額	補正後
節				
1	報酬	135,338		135,338
2	給料	1,019,773	1,922	1,021,695
3	職員手当等	502,400	549	502,949
4	共済費	392,094		392,094
5	災害補償費			
6	恩給及び退職年金			
7	賃金	126		126
8	報償費	20,027		20,027
9	旅費	44,785		44,785
	費用弁償	4,417		4,417
	普通旅費	33,826		33,826
	特別旅費	6,542		6,542
10	交際費			
11	需用費	238,202	510	238,712
12	役務費	62,219		62,219
13	委託料	1,276,662	10,067	1,286,729
14	使用料及び賃借料	76,707		76,707
15	工事請負費	1,433,144	△84,740	1,348,404
16	原材料費	1,000		1,000
17	公有財産購入費			
18	備品購入費	18,881	43	18,924
19	負担金、補助及び交付金	1,969,791	25,029	1,994,820
20	扶助費			
21	貸付金	37,417		37,417
22	補償、補填及び賠償金	26,969		26,969
23	償還金、利子及び割引料			
24	投資及び出資金			
25	積立金	138,573		138,573
26	寄附金			
27	公課費			
28	繰出金	4,234		4,234
	予備費			
	計	7,398,342	△46,620	7,351,722
財源内訳	国庫支出金	1,218,849		1,218,849
	地方債	579,000		579,000
	その他	1,540,105	30,472	1,570,577
	一般財源	4,060,388	△77,092	3,983,296

節 の 明 細

項	目	金額(千円)等
4款	衛生費	
	2項 環境衛生費	
	1目 環境衛生総務費	
	給 料・定数外職員	1人
	4目 環境保全費	
	負担金、補助 及び交付金	27,500 △ 2,471
	・電気自動車充電設備導入推進補助金	
	・環境管理事業センター運営費補助金	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源	一 般 財 源			
						国庫支出金 千円	地方債 千円	その他 千円		
平成22年度 氷ノ山自然探勝路シカ食害 防止対策事業費	1,555			平成23年度	1,555					1,555
平成22年度 鳥取砂丘新発見伝事業費 負担金	15,000			平成23年度	15,000					15,000

平成22年度天神川流域下水道事業特別会計補正予算説明資料

1 款 流域下水道事業費

2 項 流域下水道管理事業費

水・大気環境課 (内線：7400)

1 目 管理運営費

(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 市町村負担金	一般財源	
管理運営費 (汚泥焼却灰処分委託)	0	債務負担行為 15,009 0	債務負担行為 15,009 0			債務負担行為 15,009		
トータルコスト	0	0	0	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	-				
工程表の政策目標(指標)	-							

説明

1 趣旨

天神浄化センターの下水汚泥焼却灰の処分について、単年度契約から複数年契約に切り替えることにより、契約事務の効率化とコストの削減を図るもの。

2 債務負担行為の期間等

(1) 期間 H23～H25 (3年間)

(2) 限度額 15,009千円

内訳) H23 5,003千円

H24 5,003千円

H25 5,003千円

【参考】H22予算 5,267千円

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源	一 般 財 源		
			千円		千円	国庫支出金	地方債	その他	千円
平成22年度 管理運営費	15,009			平成23年度から 平成25年度まで	15,009			15,009	

条 例 名 等	鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正について																		
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 登録の有効期間の満了後引き続き浄化槽保守点検業を営もうとする者は、更新の登録を受けけるものとし、当該更新の登録に係る手数料の額を定める等所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 (1) 登録の有効期間の満了後引き続き浄化槽保守点検業を営もうとする者は、更新の登録（現行 新たな登録）を受けなければならないこととする。 (2) 更新の登録の申請に対する審査に係る手数料の額の区分を追加し、その額を3万1,000円とする。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">手数料の区分</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="2">手数料の額</th> </tr> <tr> <th>現行</th> <th>見直し後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録申請（新規）</td> <td>1件</td> <td>35,000円</td> <td>35,000円（据え置き）</td> </tr> <tr> <td>登録申請（更新）</td> <td>1件</td> <td></td> <td>31,000円（区分新設）</td> </tr> <tr> <td>変更登録申請</td> <td>1件</td> <td>25,060円</td> <td>25,060円（据え置き）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>(4) 施行期日等 ア 施行期日は、公布日とするイの一部を除き、平成23年4月1日とする。 イ 所要の経過措置を講ずる。</p>	手数料の区分	単位	手数料の額		現行	見直し後	登録申請（新規）	1件	35,000円	35,000円（据え置き）	登録申請（更新）	1件		31,000円（区分新設）	変更登録申請	1件	25,060円	25,060円（据え置き）
手数料の区分	単位			手数料の額															
		現行	見直し後																
登録申請（新規）	1件	35,000円	35,000円（据え置き）																
登録申請（更新）	1件		31,000円（区分新設）																
変更登録申請	1件	25,060円	25,060円（据え置き）																

鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年鳥取県条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 浄化槽保守点検業者 <u>次条第1項又は第3項</u>の登録を受けて浄化槽保守点検業を営む者をいう。</p> <p>(3) 略</p> <p>(登録)</p> <p>第3条 浄化槽保守点検業を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならない。</p> <p>2 登録の有効期間は、5年とする。</p> <p>3 前項の有効期間の満了後引き続き浄化槽保守点検業を営もうとする者は、<u>更新の登録を受けなければならない。</u></p> <p>4 前項の更新の登録の申請があった場合において、<u>第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否の処分がなされないときは、</u>従前の登録は、<u>同項の有効期間の満了後もこれらの処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。</u></p> <p>5 前項の場合において、<u>更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。</u></p> <p>(登録の申請)</p> <p>第4条 前条第1項又は第3項の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を知事に</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 浄化槽保守点検業者 <u>第3条第1項の登録</u>を受けて浄化槽保守点検業を営む者をいう。</p> <p>(3) 略</p> <p>(登録)</p> <p>第3条 浄化槽保守点検業を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならない。</p> <p>2 <u>前項の登録の有効期間は、5年とする。</u></p> <p>3 前項の有効期間の満了後引き続き浄化槽保守点検業を営もうとする者は、<u>新たに第1項の登録を受けなければならない。</u></p> <p>4 前項の規定による新たな登録の申請があった場合においては、従前の登録は、<u>その申請に対する登録又は登録の拒否の処分がなされるまでの間は、なお効力を有する。</u></p> <p>5 前項の場合において、<u>従前の登録の有効期間の満了後新たに登録がなされたときは、その登録の有効期間は、第2項の規定にかかわらず、その登録の日から、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算して5年を経過する日までとする。</u></p> <p>(登録の申請)</p> <p>第4条 前条第1項の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を知事に提出しなけ</p>

提出しなければならない。

(1)～(5) 略

2 略

(変更の登録)

第7条 略

2 略

3 第5条第1項及び第2項並びに前条の規定は、第1項の変更の登録について準用する。この場合において、第5条第1項中「前条第1項各号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号」とあるのは「変更に係る事項及び変更の登録の年月日」と、同条第2項中「その営業区域」とあるのは「新たに設けられる営業区域」とそれぞれ読み替えるものとする。

(登録の取消し等)

第15条 知事は、浄化槽保守点検業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 不正の手段により第3条第1項若しくは第3項の登録又は第7条第1項の変更の登録を受けたとき。

(2)～(6) 略

2及び3 略

(手数料)

第17条 次の各号に掲げる登録の申請に対する審査については、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1) 第3条第1項の登録 3万5,000円

(2) 第3条第3項の更新の登録 3万1,000円

(3) 略

(罰則)

第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

(1) 第3条第1項又は第3項の登録を受けずに浄化槽保守点検業を営んだ者

(2) 略

(3) 不正の手段により第3条第1項若しくは第3項の登録又は第7条第1項の変更の登録を受けた者

(4) 略

なければならない。

(1)～(5) 略

2 略

(変更の登録)

第7条 略

2 略

3 第5条第1項及び第2項並びに第6条の規定は、第1項の変更の登録について準用する。この場合において、第5条第1項中「前条第1項各号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号」とあるのは「変更に係る事項及び変更の登録の年月日」と、同条第2項中「その営業区域」とあるのは「新たに設けられる営業区域」とそれぞれ読み替えるものとする。

(登録の取消し等)

第15条 知事は、浄化槽保守点検業者が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 不正の手段により第3条第1項の登録又は第7条第1項の変更の登録を受けたとき。

(2)～(6) 略

2及び3 略

(手数料)

第17条 次の各号に掲げる登録の申請に対する審査については、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1) 第3条第1項の登録 3万5,000円

(2) 略

(罰則)

第19条 次の各号の一に該当する者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

(1) 第3条第1項の登録を受けずに浄化槽保守点検業を営んだ者

(2) 略

(3) 不正の手段により第3条第1項の登録又は第7条第1項の変更の登録を受けた者

(4) 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、附則第3項及び第4項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、新条例第3条第3項の規定によりなされる更新の登録について適用し、この条例の施行の際現に改正前の鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（以下「旧条例」という。）第3条第3項の規定により新たな登録としてなされていた登録については、なお従前の例による。
- 3 新条例第3条第3項の規定による更新の登録の申請（従前の登録の有効期間の満了の日がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日以後であるものに限る。）及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行日前においても、新条例の例により行うことができる。
- 4 前項の規定により行われた更新の登録の申請に係る手数料の額は、旧条例第17条の規定にかかわらず、3万1,000円とする。

条 例 名 等	鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について		
提 出 理 由 及 び 概 要	1 提出理由 県営住宅浜の上第2団地を大山町へ無償譲渡することに伴い、当該団地を廃止する。		
	2 概 要 (1) 次のとおり県営住宅を廃止する。		
	名 称	位 置	廃 止 理 由
	浜の上第2団地	西伯郡大山町田中	大山町に無償譲渡
	(2) 施行期日は、平成22年11月1日とする。		

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年鳥取県条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後	改正前																																		
<p>別表第1（第2条の2関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>浜の上第1団地</td> <td>西伯郡大山町御崎</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第26条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">管理を行わせる者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>庄内団地 浜の上第1団地</td> <td>大山町</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	略		浜の上第1団地	西伯郡大山町御崎	略		名 称	管理を行わせる者	略		庄内団地 浜の上第1団地	大山町	略		<p>別表第1（第2条の2関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>浜の上第1団地</td> <td>西伯郡大山町御崎</td> </tr> <tr> <td>浜の上第2団地</td> <td>西伯郡大山町田中</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第26条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">管理を行わせる者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>庄内団地 浜の上第1団地 <u>浜の上第2団地</u></td> <td>大山町</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	略		浜の上第1団地	西伯郡大山町御崎	浜の上第2団地	西伯郡大山町田中	略		名 称	管理を行わせる者	略		庄内団地 浜の上第1団地 <u>浜の上第2団地</u>	大山町	略	
名 称	位 置																																		
略																																			
浜の上第1団地	西伯郡大山町御崎																																		
略																																			
名 称	管理を行わせる者																																		
略																																			
庄内団地 浜の上第1団地	大山町																																		
略																																			
名 称	位 置																																		
略																																			
浜の上第1団地	西伯郡大山町御崎																																		
浜の上第2団地	西伯郡大山町田中																																		
略																																			
名 称	管理を行わせる者																																		
略																																			
庄内団地 浜の上第1団地 <u>浜の上第2団地</u>	大山町																																		
略																																			

附 則

この条例は、平成22年11月1日から施行する。

条 例 名 等	鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について																								
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由</p> <p>鳥取県の住宅事情及び特別県営住宅の老朽化を踏まえ、特別県営住宅の設置について見直し、特別県営住宅の一部を廃止する。</p> <p>2 概 要</p> <p>(1) 次のとおり県営住宅を廃止する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> <th>戸 数</th> <th>廃 止 部 分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>城南特別団地</td> <td>鳥取市田園町二丁目</td> <td>32</td> <td>全部</td> </tr> <tr> <td>寿特別団地</td> <td>鳥取市西品治</td> <td>48</td> <td>全部</td> </tr> <tr> <td>越殿特別団地</td> <td>倉吉市広瀬町</td> <td>16</td> <td>全部</td> </tr> <tr> <td>上福原第1特別団地</td> <td>米子市上福原六丁目</td> <td>32</td> <td>全部</td> </tr> <tr> <td>上福原第2特別団地</td> <td>米子市上福原六丁目</td> <td>19</td> <td>7戸</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 施行期日は、平成22年11月1日とする。</p>	名 称	位 置	戸 数	廃 止 部 分	城南特別団地	鳥取市田園町二丁目	32	全部	寿特別団地	鳥取市西品治	48	全部	越殿特別団地	倉吉市広瀬町	16	全部	上福原第1特別団地	米子市上福原六丁目	32	全部	上福原第2特別団地	米子市上福原六丁目	19	7戸
名 称	位 置	戸 数	廃 止 部 分																						
城南特別団地	鳥取市田園町二丁目	32	全部																						
寿特別団地	鳥取市西品治	48	全部																						
越殿特別団地	倉吉市広瀬町	16	全部																						
上福原第1特別団地	米子市上福原六丁目	32	全部																						
上福原第2特別団地	米子市上福原六丁目	19	7戸																						

鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和43年鳥取県条例第5号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(別表の表示を除く。)を次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																		
<p>(設置)</p> <p>第3条 県営住宅条例による県営住宅とあいまって、住宅に困窮する勤労者に対し、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を賃貸し、もって鳥取県の住宅事情を改善するため、<u>特別県営住宅として上福原第2特別団地を米子市上福原六丁目に設置し、その戸数は12戸とする。</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第3条 県営住宅条例による県営住宅とあいまって、住宅に困窮する勤労者に対し、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を賃貸し、もって鳥取県の住宅事情を改善するため<u>特別県営住宅を別表のとおり設置する。</u></p> <p>別表(第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> <th style="text-align: center;">戸 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>城南特別団地</td> <td>鳥取市田園町二丁目</td> <td style="text-align: center;">32</td> </tr> <tr> <td>寿特別団地</td> <td>鳥取市西品治</td> <td style="text-align: center;">48</td> </tr> <tr> <td>越殿特別団地</td> <td>倉吉市広瀬町</td> <td style="text-align: center;">16</td> </tr> <tr> <td>上福原第1特別団地</td> <td>米子市上福原六丁目</td> <td style="text-align: center;">32</td> </tr> <tr> <td>上福原第2特別団地</td> <td>米子市上福原六丁目</td> <td style="text-align: center;">19</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	戸 数	城南特別団地	鳥取市田園町二丁目	32	寿特別団地	鳥取市西品治	48	越殿特別団地	倉吉市広瀬町	16	上福原第1特別団地	米子市上福原六丁目	32	上福原第2特別団地	米子市上福原六丁目	19
名 称	位 置	戸 数																	
城南特別団地	鳥取市田園町二丁目	32																	
寿特別団地	鳥取市西品治	48																	
越殿特別団地	倉吉市広瀬町	16																	
上福原第1特別団地	米子市上福原六丁目	32																	
上福原第2特別団地	米子市上福原六丁目	19																	

附 則

この条例は、平成22年11月1日から施行する。

条 例 名 等	鳥取県手数料徴収条例等の一部改正について																																																		
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 受益と負担の公平の確保を図るため、既存の手数料の額を見直す等所要の改正を行うものである。</p> <p>2 概要 (1) 鳥取県手数料徴収条例の一部改正 ア 次のとおり手数料の額を改める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事務の区分</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="2">手数料の額</th> </tr> <tr> <th>現行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 温泉をゆう出させる目的で土地の掘削の許可を受けた者の地位の承継に係る承認</td> <td>1件につき</td> <td>7,400円</td> <td>7,500円</td> </tr> <tr> <td>(イ) 温泉のゆう出路の増掘又は動力の装置の許可を受けた者の地位の承継に係る承認</td> <td>1件につき</td> <td>7,400円</td> <td>7,500円</td> </tr> <tr> <td>(ウ) 温泉の採取の許可を受けた者の地位の承継に係る承認</td> <td>1件につき</td> <td>7,400円</td> <td>7,500円</td> </tr> <tr> <td>(エ) 温泉の利用の許可を受けた者の地位の承継に係る承認</td> <td>1件につき</td> <td>7,400円</td> <td>7,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>(2) 鳥取県興行場法施行条例の一部改正 次のとおり手数料の額を改める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事務の区分</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="2">手数料の額</th> </tr> <tr> <th>現行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 興行場(常設)営業の許可</td> <td>1件につき</td> <td>19,830円</td> <td>20,210円</td> </tr> <tr> <td>イ 興行場(仮設)営業の許可</td> <td>1件につき</td> <td>7,270円</td> <td>8,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例の一部改正 次のとおり手数料の額を改める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事務の区分</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="2">手数料の額</th> </tr> <tr> <th>現行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア ふぐ処理師の免許</td> <td>1件につき</td> <td>2,600円</td> <td>2,990円</td> </tr> <tr> <td>イ ふぐ取扱い営業</td> <td>1件につき</td> <td>2,170円</td> <td>2,430円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 施行期日は、平成23年4月1日とする。</p>	事務の区分	単位	手数料の額		現行	改正後	(ア) 温泉をゆう出させる目的で土地の掘削の許可を受けた者の地位の承継に係る承認	1件につき	7,400円	7,500円	(イ) 温泉のゆう出路の増掘又は動力の装置の許可を受けた者の地位の承継に係る承認	1件につき	7,400円	7,500円	(ウ) 温泉の採取の許可を受けた者の地位の承継に係る承認	1件につき	7,400円	7,500円	(エ) 温泉の利用の許可を受けた者の地位の承継に係る承認	1件につき	7,400円	7,500円	事務の区分	単位	手数料の額		現行	改正後	ア 興行場(常設)営業の許可	1件につき	19,830円	20,210円	イ 興行場(仮設)営業の許可	1件につき	7,270円	8,000円	事務の区分	単位	手数料の額		現行	改正後	ア ふぐ処理師の免許	1件につき	2,600円	2,990円	イ ふぐ取扱い営業	1件につき	2,170円	2,430円
事務の区分	単位			手数料の額																																															
		現行	改正後																																																
(ア) 温泉をゆう出させる目的で土地の掘削の許可を受けた者の地位の承継に係る承認	1件につき	7,400円	7,500円																																																
(イ) 温泉のゆう出路の増掘又は動力の装置の許可を受けた者の地位の承継に係る承認	1件につき	7,400円	7,500円																																																
(ウ) 温泉の採取の許可を受けた者の地位の承継に係る承認	1件につき	7,400円	7,500円																																																
(エ) 温泉の利用の許可を受けた者の地位の承継に係る承認	1件につき	7,400円	7,500円																																																
事務の区分	単位	手数料の額																																																	
		現行	改正後																																																
ア 興行場(常設)営業の許可	1件につき	19,830円	20,210円																																																
イ 興行場(仮設)営業の許可	1件につき	7,270円	8,000円																																																
事務の区分	単位	手数料の額																																																	
		現行	改正後																																																
ア ふぐ処理師の免許	1件につき	2,600円	2,990円																																																
イ ふぐ取扱い営業	1件につき	2,170円	2,430円																																																

鳥取県手数料徴収条例等の一部を改正する条例

(鳥取県手数料徴収条例の一部改正)

第1条 鳥取県手数料徴収条例(平成12年鳥取県条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(93) 略</p> <p>(93の2) 前号の許可を受けた者の地位の承継に係る温泉法第6条第1項又は第7条第1項の規定に基づく承認 1件につき<u>7,500円</u></p> <p>(93の3)及び(94) 略</p> <p>(94の2) 前号の許可を受けた者の地位の承継に係る温泉法第11条第2項において準用する同法第6条第1項又は第7条第1項の規定に基づく承認 1件につき<u>7,500円</u></p> <p>(94の3)及び(94の4) 略</p> <p>(94の5) 前号の許可を受けた者の地位の承継に係る温泉法第14条の3第1項又は第14条の4第1項の規定に基づく承認 1件につき<u>7,500円</u></p> <p>(94の6)～(95) 略</p> <p>(95の2) 前号の許可を受けた者の地位の承継に係る温泉法第16条第1項又は第17条第1項の規定に基づく承認 1件につき<u>7,500円</u></p> <p>(95の3)～(328) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(93) 略</p> <p>(93の2) 前号の許可を受けた者の地位の承継に係る温泉法第6条第1項又は第7条第1項の規定に基づく承認 1件につき<u>7,400円</u></p> <p>(93の3)及び(94) 略</p> <p>(94の2) 前号の許可を受けた者の地位の承継に係る温泉法第11条第2項で準用する同法第6条第1項又は第7条第1項の規定に基づく承認 1件につき<u>7,400円</u></p> <p>(94の3)及び(94の4) 略</p> <p>(94の5) 前号の許可を受けた者の地位の承継に係る温泉法第14条の3第1項又は第14条の4第1項の規定に基づく承認 1件につき<u>7,400円</u></p> <p>(94の6)～(95) 略</p> <p>(95の2) 前号の許可を受けた者の地位の承継に係る温泉法第16条第1項又は第17条第1項の規定に基づく承認 1件につき<u>7,400円</u></p> <p>(95の3)～(328) 略</p> <p>2 略</p>

(鳥取県興行場法施行条例の一部改正)

第2条 鳥取県興行場法施行条例(昭和59年鳥取県条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(手数料)</p> <p>第5条 興行場営業の許可の申請に対する審査については、申請1件につき<u>2万210円</u>(仮設の興行場に</p>	<p>(手数料)</p> <p>第5条 興行場営業の許可の申請に対する審査については、申請1件につき<u>1万9,830円</u>(仮設の興行場</p>

係るものにあつては、 <u>8,000円</u>) の手数料を徴収する。	に係るものにあつては、 <u>7,270円</u>) の手数料を徴収する。
---------------------------------------	--

(鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例の一部改正)

第3条 鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例(平成16年鳥取県条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(手数料)</p> <p>第20条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該申請その他の行為が行われる際、当該各号に定める額の手料を徴収する。</p> <p>(1) 第4条第1項の規定に基づくふぐ処理師の免許 1件につき<u>2,990円</u></p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(5) 第12条第1項の規定に基づくふぐ取扱い営業の認証 1件につき<u>2,430円</u></p> <p>(6)～(8) 略</p>	<p>(手数料)</p> <p>第20条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該申請その他の行為が行われる際、当該各号に定める額の手料を徴収する。</p> <p>(1) 第4条第1項の規定に基づくふぐ処理師の免許 1件につき<u>2,600円</u></p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(5) 第12条第1項の規定に基づくふぐ取扱い営業の認証 1件につき<u>2,170円</u></p> <p>(6)～(8) 略</p>

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

条 例 名 等	財産を無償で譲渡すること (県営住宅浜の上第2団地) について
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由</p> <p>県営住宅浜の上第2団地は、既に大山町で管理代行制度を導入し、実態として町営住宅と同様の管理を行っているものであり、このたび正式に町営住宅とし、引き続き町で管理してもらうため、大山町に無償譲渡するものである。</p> <p>2 県営住宅の市町村移管に関する基本方針</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1) 移管対象団地は、現在市町村で管理代行を行っている団地で、建設後10年を経過した団地とする。</p> <p>(2) 土地、建物とも無償で、市町村への移管を推進する。</p> <p>(3) 地域の自立の観点から、入居者への払い下げを促進する。</p> <p>(4) 市町村から移管の希望がない場合は、用途廃止を念頭におき、入居者へ住替えの働きかけを行なう。</p> </div> <p>3 県営住宅浜の上第2団地の概要</p> <p>土地</p> <p>所在地 : 西伯郡大山町田中宇東浜1094番2</p> <p>面積 : 1,328.00平方メートル</p> <p>購入金額 : 13,728,864円</p> <p>建物</p> <p>用途 : 県営住宅</p> <p>延床面積 : 498.36平方メートル</p> <p>規模 : 4棟(8戸)</p> <p>構造 : 準耐火構造2階建(PCプレハブ造)</p> <p>建設年度 : 昭和57年度</p> <p>経過年数 : 28年(公営住宅法上の耐用年限45年)</p> <p>取得価格 : 60,579,200円</p> <p>残存価格 : 30,454,392円 (減価償却資産の耐用年数等に関する省令(大蔵省令)による算定)</p> <p>4 譲渡の相手方</p> <p>西伯郡大山町御来屋328番地 大山町</p> <p>5 無償譲渡の理由</p> <p>大山町との間で町営住宅として引き続き管理していく旨の合意がなされたことによる。</p> <p>6 譲渡の予定時期</p> <p>平成22年度9月定例県議会における議決後、速やかに譲渡する。</p>

<p>条例名等</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について (7) 鳥取県大規模集客施設立地誘導条例及び鳥取縣市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例の一部改正について (平成22年7月12日専決)</p>	
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由 水質汚濁防止法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 (1) 鳥取県大規模集客施設立地誘導条例の一部改正 大規模集客施設の立地に係る要件を定める規定中、引用している水質汚濁防止法の根拠条項を改める。 (2) 鳥取県市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例の一部改正 都市計画法第34条第11号の条例で指定する土地の区域に係る要件を定める規定中、引用している水質汚濁防止法の根拠条項を改める。</p> <p>3 施行期日 平成22年8月10日施行</p> <p>(参考) 水質汚濁防止法の一部改正の概要 事業者による記録改ざん等への厳正な対応、汚水の流出事故による水環境の被害拡大の防止、事業者による自主的な公害防止の取組を促進するための改正。</p>	
	<p style="text-align: center;">改正後</p> <p>(国及び地方公共団体の責務) <u>第14条の5</u> 市町村(特別区を含む。以下この章において同じ。)は、生活排水の排出による公共用水域の水質の汚濁の防止を図るための必要な対策(以下「生活排水対策」という。)として、公共用水域の水質に対する生活排水による汚濁の負荷を低減するために必要な施設(以下「生活排水処理施設」という。)の整備、生活排水対策の啓発に携わる指導員の育成その他の生活排水対策に係る施策の実施に努めなければならない。</p> <p>2及び3 略</p>	<p style="text-align: center;">改正前</p> <p>(国及び地方公共団体の責務) <u>第14条の4</u> 市町村(特別区を含む。以下この章において同じ。)は、生活排水の排出による公共用水域の水質の汚濁の防止を図るための必要な対策(以下「生活排水対策」という。)として、公共用水域の水質に対する生活排水による汚濁の負荷を低減するために必要な施設(以下「生活排水処理施設」という。)の整備、生活排水対策の啓発に携わる指導員の育成その他の生活排水対策に係る施策の実施に努めなければならない。</p> <p>2及び3 略</p>

鳥取県大規模集客施設立地誘導条例及び鳥取県市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例

(鳥取県大規模集客施設立地誘導条例の一部改正)

第1条 鳥取県大規模集客施設立地誘導条例(平成21年鳥取県条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後		改正前	
別表第1(第3条、第8条関係)		別表第1(第3条、第8条関係)	
総床面積が10,000平方メートルを超える規模	1 その敷地から1キロメートル以内の区域の状況が、次の要件に適合すること。 (1)～(4) 略 (5) 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第14条の5第1項に規定する生活排水処理施設(市町村が整備したものに限る。)により下水を排除することができるものとして当該市町村が定める区域(以下「排水区域」という。)であること。 2及び3 略	総床面積が10,000平方メートルを超える規模	1 その敷地から1キロメートル以内の区域の状況が、次の要件に適合すること。 (1)～(4) 略 (5) 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第14条の4第1項に規定する生活排水処理施設(市町村が整備したものに限る。)により下水を排除することができるものとして当該市町村が定める区域(以下「排水区域」という。)であること。 2及び3 略
略		略	

(鳥取県市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例の一部改正)

第2条 鳥取県市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例(平成21年鳥取県条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後		改正前	
(市街化区域と一体的な地域)		(市街化区域と一体的な地域)	
第3条 法第34条第11号の条例で指定する土地の区域(以下「指定区域」という。)は、大規模連たん区域内の土地(市街化不適當区域内に所在するものを除く。)のうち、次に掲げる要件を備えたものの区域とする。		第3条 法第34条第11号の条例で指定する土地の区域(以下「指定区域」という。)は、大規模連たん区域内の土地(市街化不適當区域内に所在するものを除く。)のうち、次に掲げる要件を備えたものの区域とする。	

<p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第14条の5第1項に規定する生活排水処理施設(市町村が整備したものに限る。)により下水を排除することができるものとして当該市町村が定める区域内に所在すること。</p> <p>2 略</p>	<p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第14条の4第1項に規定する生活排水処理施設(市町村が整備したものに限る。)により下水を排除することができるものとして当該市町村が定める区域内に所在すること。</p> <p>2 略</p>
---	---

附 則

この条例は、平成22年8月10日から施行する。

区分	<p>議会の委任による専決処分の報告について (15) 鳥取県営住宅の明渡し等の請求に係る訴えの提起について (平成22年8月24日専決)</p>						
提出理由及び概要	<p>1 提出理由</p> <p>県営住宅の入居者及びその連帯保証人又は保証人に対する県営住宅の明渡し等の請求に係る訴訟の提起について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき平成22年8月24日専決処分をしたので、同条第2項の規定により本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 相手方</p> <table data-bbox="363 779 657 891"> <tr> <td>県営住宅入居者</td> <td>4名</td> </tr> <tr> <td>連帯保証人</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>保証人</td> <td>2名</td> </tr> </table> <p>(2) 請求の趣旨</p> <p>県営住宅入居者に対し、県営住宅の明渡しを求めるとともに、当該入居者及びその連帯保証人又は保証人に対し、当該県営住宅に係る未納の家賃、駐車場使用料及び損害賠償金の支払並びに訴訟費用の負担を求める。併せて、当該県営住宅の明渡し並びに未納の家賃、駐車場使用料及び損害賠償金の支払について、仮執行の宣言を求める。</p> <p>(3) 訴訟の方針</p> <p>第一審判決の結果、必要があるときは、上訴するものとする。</p>	県営住宅入居者	4名	連帯保証人	2名	保証人	2名
県営住宅入居者	4名						
連帯保証人	2名						
保証人	2名						

区 分	議会の委任による専決処分の報告について (17) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成22年8月25日専決)
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由</p> <p>法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成22年8月25日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概 要</p> <p>(1) 和解の相手方 鳥取市 個人</p> <p>(2) 和解の要旨 県は、損害賠償金181,170円を支払うものとする。 (過失割合…県9割)</p> <p>(3) 事故の概要</p> <p>ア 事故発生年月日 平成22年3月30日</p> <p>イ 事故発生場所 鳥取市卯垣五丁目地内</p> <p>ウ 事故の状況</p> <p>鳥取県東部総合事務所所属の職員が、公務のため軽乗用自動車を運転中、交差点に右折して進入した際、右方道路から進行してきた和解の相手方所有の軽乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。</p>

報告第7号

長期継続契約の締結状況について

(新規契約)

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	生活環境部くらしの安心局消費生活センター	物品	印刷機	1台	米子市河三柳5031番地 株式会社衣笠商会 米子支店	1,137,150	平成22年7月1日 ～平成27年3月31日	鳥取県生活環境部くらしの安心局消費生活センター
2	西部総合事務所	物品 保守	ノートパソコン	3台	鳥取市扇町9番地2 とりぎんリース株式会社	854,910	平成22年6月1日 ～平成27年5月31日	鳥取県西部総合事務所県民局大山自然歴史館
3	西部総合事務所	物品 保守	監視用テレビカメラ	1式	東京都渋谷区神宮前一丁目5番1号 セコムクレジット株式会社	9,796	平成22年8月1日 ～平成23年7月31日	鳥取県西部総合事務所県民局大山自然歴史館